

## 2017 年度対県要求項目

岡山県人権連

1. **重点項目** 国による「同和」を冠した特別法は 2002 年 3 月末で失効し 15 年が経過したが、2016 年 12 月に国民の反対意見をふりきって「部落差別の解消の推進に関する法律」が賛成多数で可決成立した。国からの何らかの指示もしくは説明の有無及び県の部落問題解決の今日的到達点の認識を明らかにされるとともに、衆参両院の附帯決議の内容を県下関係機関に徹底されたい。
2. **重点項目** 「第 4 次岡山県人権政策推進指針」の次期改定に向けて以下の点の見直しを図られたい。
  - ① 県民の生活等実態を反映させた指針とされたい。
  - ② 審議にあたり、事前に県民の声を委員会が直接聴く機会を設けられたい。
  - ③ 「人権」はそもそも国家や大企業など「権力」との関係から捉えるべきである点に立ち返り「公権力」「社会的権力」等との関係性を明記されたい。
  - ④ 県政そのものがあらゆる分野で差別を行わず人権を大切にする姿勢を県民に示すものとされたい。
  - ⑤ 内心の自由に関わる人権意識調査はやめられたい。
  - ⑥ いまだに分野別課題の中に「同和問題」にかかわる項を設けているが、県内における部落問題解決の到達点は、特別な対策や特化した啓発を必要としない段階にまできている。その点を考慮した指針とされたい。
3. 「えせ同和行為」にかかわる 2016 年度の相談件数の実態を明らかにされたい。併せて、被害を出さないためにも指導啓発を徹底されたい。
4. 2016 年度の人権に関する相談件数とその内容を明らかにされたい。
5. **重点項目** 県は、島根原発再稼働時における安全対策に関して、国が岡山県への影響はないと説明していることを理由に、県は地域防災計画上、島根原発を対象施設として盛り込む見直しを否定しているが、県民の生命・財産を守る立場にある地方自治を担う県政と矛盾している。防災計画の見直しを行うとともに島根原発再稼働に反対の立場を明確にされたい。
6. 足守地域に設置計画がされている太陽光パネル発電について、治水や地滑りの可能性、景観や反射光の地域への影響、太陽光パネルの電力供給の不安定さや償却期間後の産廃問題などの懸念など様々な問題点が指摘されている。そうした中で、県は、こうした大規模太陽光発電所の設置計画について、環境面や危険性の面からどう考えているのか明らかにされたい。
7. 中山間地域を中心に「小規模高齢化集落」、いわゆる「限界集落」問題ともあいまって、県内でも様々な課題が発生していることから、以下の点について考え方を明らかにされたい。
  - ① 全国各地で豪雨災害が頻発している中で、岡山でもいつそうした災害に遭遇するとも限らない。砂防ダムの点検や保全を自治体と連携して早急に行われたい。
  - ② 「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行以来、県下の自治体でも独自の条例を整備するなど、危険対策と環境整備を兼ねた取り組みがはじまり地域の「まちづくり」構想と連動した形でスタートしているが、特に倒壊の恐れがある家屋の撤去に関して持ち主が費用を払

えない場合の支援策を講じられたい。

- ③ 県下の農地の荒廃や地域の人口減少は集落そのものの存在が危機的状況にあることを示しており、生活が成り立つ農業の育成が急務となっている。県は、この点について具体的にどのような支援策をとっているのか明らかにされたい。
8. **重点項目** 県営住宅の運営には、入居者や地域住民の要求を取り入れ、公営住宅の耐震化、建替え、住み替えに関して、住まいは人権であるとの視点に立って取り組まれたい。その際、収入条件や福祉の視点を考慮した入居が優先されている下ではあるものの、高齢者、若者、障害者、子育て世代などが同じエリアに居住できるよう「まちづくり」や「防災」の視点も考慮して取り組まれたい。
9. **重点項目** 障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)との関わりが制度としてできた中で、以下の点に関して県はどのように対策を講じられているのか明らかにされたい。
  - ① 岡山短期大学の山口雪子准教授は、視覚障害を理由に研究室からの退去と事務職への変更を命じられ、岡山地裁倉敷支部は学園側の職権乱用を認める判決を言い渡した。この点に関して県は、障害者差別解消法の趣旨を重ねて関係機関に徹底されたい。
  - ② **重点項目** 2016年7月26日に神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」で発生した19人刺殺、27人が重軽傷を負った事件は障害者をはじめ社会全体に大きな衝撃を与えた。県内においてもこうした事件が発生することのないようにされたい。
  - ③ 倉敷市における障害者の大量解雇問題にかかわって、県としてできる限りの対策をとると同時に指導監督を徹底されたい。
10. **重点項目** 県民のいのちと暮らし、安全最優先の県政を進める為に以下の点に関して積極的な取り組みを進められたい。
  - ① 国による介護保険制度「要支援1・2」が自治体の総合支援事業に移管されたが、現時点における状況を示されたい。2割負担の見直しを国へ求められたい。
  - ② 財政困難を理由とした単県医療費公費負担制度は水準が低下したままである。生命と直結する部分に関して元の水準へ回復されたい。
  - ③ 子どもの医療費の無料化に向けて、早期に国による子どもの医療費助成制度(義務教育就学期間終了まで)を国へ強く働きかけられたい。なお、当面、県助成を行われたい。
  - ④ 65歳を迎える障害者は障害者総合支援法と介護保険制度の狭間で介護保険認定にかかわって、重大な人権侵害が発生していることから、次の2点について取り組まれたい。

ア)65歳になった障害者を一律に介護保険の適用とすることは、それまでの生活を困難にするものであり、県は国に対して障害者総合支援法で受けていたサービスを継続して利用できるよう働きかけられたい。

イ)65歳以降、障害をおった者に対しても65歳以前に障害者となった者と同様の施策が受けられ年齢による差別的対応を無くすよう国へ働きかけられたい。
  - ⑤ **重点項目** 後期高齢者医療制度において、医療機関受診時における負担割合が増えることのないよう国へ働きかけられたい。なお70歳から74歳の前期高齢者においても医療機関受診時に2割負担となっており元に戻すよう国へ働きかけられたい。

- ⑥ 診療報酬改定の実施と併せて、重症向け病床 4 分の 1 削減や病床過剰と位置づけられた圏域内の医療機関のベッド数 1 割削減を盛り込んだ新たな報告書公表に基づいて岡山県下でも岡山・津山で新たな地域医療構想がはじまっている。病床削減は患者の追い出しにもつながり医師や看護師配置にも影響がある。よって構想を断念させるよう国へ働きかけられたい。
- ⑦ **重点項目** 「国保の都道府県単位化」に関して、進捗状況を明らかにされたい。また、県下の各自治体が現在行っている一般財源からの国保会計への繰入については、厚労省保険局長の「自治体の判断」との国会答弁に基づいて指導を徹底されたい。
11. 2015 年 1 月 1 日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、現在、法施行前からの受給者に対しては 2017 年 12 月 31 日まで 3 年間の特例措置がとられている。軽症者であっても治療経過の変化が予測できないのが難病の特徴であり、医療費助成制度の対象疾病が拡大されたことと矛盾するので、県は国へ対して軽症者でも安心して治療できるよう月額医療費総額の減額に向けた見直しを働きかけられたい。
12. **重点項目** 文部科学省の「全国学力・学習状況調査」や県独自の「岡山県学力・学習状況調査」など、この間学力テストづけの教育となっているが、結果として学力向上につながっていないことは全国順位をみても明らかである。テスト偏重は真に子どもたちの学ぶ力や応用力といった総合的な教育力は身につかないばかりか、点数による序列競争を激化させるだけであり、テスト中心の教育を改められたい。
13. **重点項目** 豊かでゆとりある教育にかかわって、以下の点について取り組まれたい。
- ① 「いじめ」「不登校」「暴力行為」などへの対応の観点から、スクールソーシャルワーカーを増員確保するとともに、義務教育課程 30 人以下学級実現により正規の教員を増員し、教師がゆとりをもって児童生徒と向き合える条件整備を行われたい。
- ② 岡山県高等学校奨学金制度は、現在、貸与形式で、5 年の返済猶予期間について年限を撤廃したものの、返済猶予判断に関する県の基準は「実情を考慮した上で対応する」として、いまだに不明確なままである。他県の先進的な例も考慮して、まずは年収等で猶予判断できるよう基準を明確化されたい。その上で、返済免除に関する基準設定も検討されたい。
- ③ **重点項目** すべての高校生・大学生・専門学校生などを対象にした給付制奨学金を創設できるよう引き続き国に働きかけられたい。
- ④ **重点項目** 高校授業料実質無償化(授業料不徴収)の復活を国へ働きかけられたい。また、現在の就学援助制度を高校生にも拡大するとともに、私学助成の増額も含めて私立学校へ通う生徒の保護者の負担軽減を更に推進されたい。
- ⑤ 学校設置基準外となっている特別支援学校の設置基準を早期に策定されるよう国に働きかけられたい。
- ⑥ **重点項目** 特別支援学級の学級編制は、1 クラスの児童生徒数を全国平均並みにされたい。特に 1 年生を含む場合、余裕をもった編成を行われたい。
14. **重点項目** 改正労働者派遣業法や「地域限定正社員」制度など、不安定就労の実態は常態化している。県として以下の点について取り組みを強化されたい。
- ① **重点項目** 県教育委員会は、県下の公立高等学校に在学する高校生に対して、働くことの意味、労働基本権等、働くことに関する社会的ルールを学習できる「ハンドブック」(簡易版)を

配布しているが、その内容を更に改善するとともに、進学校等における取り組みも徹底されたい。

- ② 県内の中小企業の振興策を更に進め、雇用確保、就労支援を図られたい。
  - ③ **重点項目** 最低賃金法の枠外に置かれている障害者雇用の減額支給は同一労働同一賃金の基本原則に沿ったものとは言えず制度上の欠陥であり、国へ対して速やかに是正を働きかけられたい。併せて、是正されるまでの間、県は減額分を補填されたい。
  - ④ 障害者に関する法定雇用率とのかかわりで、県及び県教育委員会として、現状と課題を明らかにされたい。
15. **重点項目** 県総務部税務課内に設置されている「滞納整理推進機構」が行う個人県民税を主とする市町村から引継ぎされた税の滞納整理について、過度な滞納処分を控えるとともに、差し押さえによって滞納者の生活そのものが出来なくなるような事態にならないよう人権に配慮されたい。同時に県のホームページに回収した現金や車などの写真に加え、「アナウンス効果額」が注記入りで公開されているが、これは結果的に県の滞納整理推進機構がいかに威圧的な取り立てを行っているかを自ら示したものとなっている。この点に関する県の見解を示されたい。
  16. 米軍戦闘機の低空飛行等で、この間、様々な被害や苦情が発生している中で、米軍機の低空飛行が原因で 2011 年 3 月 2 日に津山市で発生した個人宅の土蔵崩壊事件は、いまなお未解決のままである。県は、国に対して早急に善処するよう強く働きかけられたい。
  17. **重点項目** 陸上自衛隊日本原演習場への米海兵隊の訓練利用の申し入れ、また、岩国基地のオスプレイ飛行問題に関して、県民の安心安全を守る上で県として反対の態度を表明されたい。
  18. 原爆投下から 72 年経った今年 7 月 7 日に国連において核兵器禁止条約が採択されたが、唯一の戦争被爆国である日本政府は、この条約への参加を拒んでいる。平和憲法を国是とする政府へ県としてアメリカの核の傘から脱し、同条約への参加を強く働きかけられたい。